

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月12日

【会社名】 NCホールディングス株式会社

【英訳名】 NC Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉川勝博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号 (注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 日本コンベヤ株式会社
常務取締役管理本部長 石田稔夫

【最寄りの連絡場所】 日本コンベヤ株式会社
大阪府大東市緑が丘二丁目1番1号

【電話番号】 072(872)2151

【事務連絡者氏名】 日本コンベヤ株式会社
常務取締役管理本部長 石田稔夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 6,484,697,992円 (注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)1. NCホールディングス株式会社は、本訂正届出書提出日現在において、未成立であるため、上記(本店の所在の場所)は未確定であり、本店所在予定地を記載しております。

2. 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、日本コンベヤ株式会社(以下「日本コンベヤ」といいます。)の平成27年9月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

日本コンベヤが平成28年2月12日付で近畿財務局長に四半期報告書を提出したこと等に伴い、平成27年12月2日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成27年12月21日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

8 組織再編成に関する手続

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方

法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	6,416,449株 (注)1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株です。(注)3、4

- (注) 1 日本コンベヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、日本コンベヤの発行済株式総数が変化した場合は、NCホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動いたします。日本コンベヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンベヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、平成27年10月16日に開催された日本コンベヤの取締役会決議(株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議)及び平成27年12月18日開催予定の日本コンベヤの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画承認)に基づき行う単独株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 日本コンベヤは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	6,416,449株 (注)1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株です。(注)3、4

- (注) 1 日本コンベヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、日本コンベヤの発行済株式総数が変化した場合は、NCホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動いたします。日本コンベヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンベヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、平成27年10月16日に開催された日本コンベヤの取締役会決議(株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議)及び平成27年12月18日開催予定の日本コンベヤの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画承認)に基づき行う単独株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 日本コンベヤは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行いました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

(訂正前)

株式移転の方法によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、本株式移転により、当社が日本コンベヤの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における日本コンベヤの株主に対し、日本コンベヤの普通株式1株に対して0.1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、日本コンベヤの平成27年9月30日現在における株主資本の額(簿価)は6,484,697,992円であり、発行価額の総額のうち3,800,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成28年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転の方法によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、本株式移転により、当社が日本コンベヤの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における日本コンベヤの株主に対し、日本コンベヤの普通株式1株に対して0.1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、日本コンベヤの平成27年9月30日現在における株主資本の額(簿価)は6,484,697,992円であり、発行価額の総額のうち3,800,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、同規程に定めるいわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成28年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

8【組織再編成に関する手続】

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(訂正前)

日本コンベヤの株主が、その所有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った平成27年12月18日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

日本コンベヤの株主が、その所有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日、平成27年11月13日及び平成28年2月12日提出)をご参照ください。

3【対処すべき課題】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日、平成27年11月13日及び平成28年2月12日提出)をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日、平成27年11月13日及び平成28年2月12日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日、平成27年11月13日及び平成28年2月12日提出)をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日、平成27年11月13日及び平成28年2月12日提出)をご参照ください。

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日、平成27年11月13日及び平成28年2月12日提出)をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第68期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月11日 近畿財務局長に提出。

事業年度 第68期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日 近畿財務局長に提出。

(訂正後)

事業年度 第68期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月11日 近畿財務局長に提出。

事業年度 第68期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日 近畿財務局長に提出。

事業年度 第68期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日 近畿財務局長に提出。